



配慮意見書

名古屋市南陽工場設備更新事業に係る計画段階環境配慮書についての環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

平成 29 年 10 月 13 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市南陽工場設備更新事業に係る事業計画の検討及び今後の環境影響評価手続の実施に当たっては、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）に記載されている内容及び以下の事項を踏まえて、適切に対応することが必要です。

1 対象事業の内容に関する事項

- (1) 配慮書に記載された複数案から単一案へ事業計画を概ね特定した際には、複数案の検討結果及び単一案へ至った検討経緯について、環境影響評価方法書に分かりやすく記載すること。
- (2) 配慮書には、破碎設備を既存建屋内に設置する A 案と新たに建設する別棟内に設置する B 案が記載されているが、破碎設備については、設置位置及び台数により、周辺への騒音・振動に係る環境影響に差異が生じるものであるため、それぞれの案において、破碎設備の設置位置及び台数を概ね特定するに至った経緯を環境影響評価方法書に分かりやすく記載すること。
- (3) 現在、名古屋市富田工場においても、既存の建屋を残したまま焼却設備の炉を更新する工事を行っている。本事業において同様の工法を採用する場合には、富田工場の工事実施によって得られた知見を活かし、より周辺環境に配慮した工事計画を策定すること。

2 環境影響評価の項目の選定

配慮書において計画段階配慮事項として抽出しなかった環境要素についても、周辺の土地利用状況等に応じて、環境影響評価の項目として適切に選定すること。なお、選定に当たっては、事業実施想定区域近傍に存在するラムサール条約登録湿地についても十分に考慮すること。

3 個別の環境要素に関する事項

配慮書において主要な振動発生源として抽出された設備機器の振動レベルは、メーカーヒアリング結果を参考として設定したと記載されているが、当該振動レベルが測定された条件が記載されていない。

破碎設備のような大型の設備機器については、当該設備を設置した基礎の形状等により発生する振動レベルが変化することが考えられる。

したがって、予測で用いた設備機器の振動レベルが妥当なものであるか確認できるようにするため、当該振動レベルが測定された条件を記載すること。

4 その他

- (1) 今後の環境影響評価図書の作成に当たっては、図表の活用や用語解説の記載等により、市民に十分理解される分かりやすい表現となるよう努めること。
- (2) 住民等から寄せられた意見について十分な検討を行うとともに、今後とも住民意見の把握に努めること。